

議案第 39 号

羽曳野市税条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市税条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成 29 年 6 月 5 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

提 案 理 由

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律(平成 29 年法律第 2 号)の施行に伴い、控除対象配偶者の定義を変更するほか、固定資産税に関する特例措置に係る規定を整備するとともに、その他所要の改正を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市税条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日
羽曳野市条例第 号

羽曳野市税条例(昭和 57 年羽曳野市条例第 28 号)の一部を次のように改正する。

附則第 3 条第 1 項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附則第 7 条の 2 第 18 項を同条第 19 項とし、同条第 17 項の次に次の 1 項を加える。

18 法附則第 15 条第 45 項に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第 3 条第 1 項の改正規定及び次条の規定 平成 31 年 1 月 1 日

(2) 附則第 3 条の規定 平成 31 年 10 月 1 日

(3) 附則第 7 条の 2 第 18 項を同条第 19 項とし、同条第 17 項の次に 1 項を加える改正規定 都市緑地法等の一部を改正する法律(平成 29 年法律第 26 号)の施行の日
(市民税に関する経過措置)

第 2 条 この条例による改正後の羽曳野市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成 31 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 30 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(羽曳野市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第 3 条 羽曳野市税条例等の一部を改正する条例(平成 26 年羽曳野市条例第 18 号)の一部を次のように改正する。

附則第 6 条中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「新条例第 83 条及び新条例」を「羽曳野市税条例第 83 条及び」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え、同条の表を次のように改める。

第 83 条第 2 号ア(イ)	3,900 円	3,100 円
第 83 条第 2 号ア(ウ)a	6,900 円	5,500 円

	10,800 円	7,200 円
第 83 条第 2 号ア(ウ)b	3,800 円	3,000 円
	5,000 円	4,000 円
附則第 9 条第 1 項	第 83 条	羽曳野市税条例等の一部を改正する条例(平成 26 年羽曳野市条例第 18 号。以下この条において「平成 26 年改正条例」という。)附則第 6 条の規定により読み替えて適用される第 83 条
附則第 9 条第 1 項の表第 2 号ア(イ)の項	第 2 号ア(イ)	平成 26 年改正条例附則第 6 条の規定により読み替えて適用される第 83 条第 2 号ア(イ)
	3,900 円	3,100 円
附則第 9 条第 1 項の表第 2 号ア(ウ)a の項	第 2 号ア(ウ)a	平成 26 年改正条例附則第 6 条の規定により読み替えて適用される第 83 条第 2 号ア(ウ)
	6,900 円	5,500 円
	10,800 円	7,200 円
附則第 9 条第 1 項の表第 2 号ア(ウ)b の項	第 2 号ア(ウ)b	平成 26 年改正条例附則第 6 条の規定により読み替えて適用される第 83 条第 2 号ア(ウ)b
	3,800 円	3,000 円
	5,000 円	4,000 円

羽曳野市税条例 新旧対照表

新	旧
<p>附 則</p> <p>第 1 条～第 2 条の 4 省略 (個人市民税の所得割の非課税の範囲等)</p> <p>第 3 条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第 17 条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、350,000 円にその者の<u>同一生計配偶者</u>及び扶養親族の数に 1 を加えた数を乗じて得た金額(その者が<u>同一生計配偶者</u>又は扶養親族を有する場合には、当該金額に 320,000 円を加算した金額)以下である者に対しては、第 13 条第 1 項の規定にかかわらず、市民税の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。</p> <p>2・3 省略</p> <p>第 4 条～第 7 条 省略 (法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合)</p> <p>第 7 条の 2 1～17 省略</p> <p><u>18 法附則第 15 条第 45 項に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。</u></p> <p><u>19 省略</u> 以下省略</p>	<p>附 則</p> <p>第 1 条～第 2 条の 4 省略 (個人市民税の所得割の非課税の範囲等)</p> <p>第 3 条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第 17 条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、350,000 円にその者の<u>控除対象配偶者</u>及び扶養親族の数に 1 を加えた数を乗じて得た金額(その者が<u>控除対象配偶者</u>又は扶養親族を有する場合には、当該金額に 320,000 円を加算した金額)以下である者に対しては、第 13 条第 1 項の規定にかかわらず、市民税の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。</p> <p>2・3 省略</p> <p>第 4 条～第 7 条 省略 (法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合)</p> <p>第 7 条の 2 1～17 省略</p> <p><u>18 省略</u> 以下省略</p>

羽曳野市税条例等の一部を改正する条例 新旧対照表

新			旧		
<p>附 則 第 1 条～第 5 条 省略 第 6 条 平成 27 年 3 月 31 日以前に初めて道路 運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による車 両番号の指定を受けた 3 輪以上の軽自動車に 対して課する軽自動車税の種別割に係る羽曳 野市税条例第 83 条及び附則第 9 条の規定の適 用については、次の表の左欄に掲げる同条例 の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞ れ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			<p>附 則 第 1 条～第 5 条 省略 第 6 条 平成 27 年 3 月 31 日以前に初めて道路 運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による車 両番号の指定を受けた 3 輪以上の軽自動車に 対して課する軽自動車税に係る新条例第 83 条 及び新条例附則第 9 条の規定の適用につい ては、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄 に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げ る字句とする。</p>		
第 83 条第 2 号ア(イ)	3,900 円	3,100 円	新条例第 83 条第 2 号ア	3,900 円	3,100 円
第 83 条第 2 号ア(ウ)a	6,900 円	5,500 円		6,900 円	5,500 円
	10,800 円	7,200 円		10,800 円	7,200 円
第 83 条第 2 号ア(ウ)b	3,800 円	3,000 円		3,800 円	3,000 円
	5,000 円	4,000 円		5,000 円	4,000 円
附則第 9 条 第 1 項	第 83 条	羽曳野市税条 例等の一部を 改正する条例 (平成 26 年羽 曳野市条例第 18 号。以下 この条におい て「平成 26 年改正条例」 という。)附 則第 6 条の規 定により読み 替えて適用さ れる第 83 条	新条例附則 第 9 条第 1 項の表以外 の部分	第 83 条	羽曳野市税条 例等の一部を 改正する条例 (平成 26 年羽 曳野市条例第 18 号。以下 この条におい て「平成 26 年改正条例」 という。)附 則第 6 条の規 定により読み 替えて適用さ れる第 83 条
附則第 9 条 第 1 項の表 第 2 号ア (イ)の項	第 2 号ア(イ)	平成 26 年改 正条例附則第 6 条の規定に より読み替え て適用される 第 83 条第 2 号ア(イ)	新条例附則 第 9 条第 1 項の表第 2 号アの項	第 2 号ア	平成 26 年改 正条例附則第 6 条の規定に より読み替え て適用される 第 83 条第 2 号ア
	3,900 円	3,100 円		3,900 円	3,100 円
附則第 9 条 第 1 項の表 第 2 号ア	第 2 号ア (ウ)a	平成 26 年改 正条例附則第 6 条の規定に		6,900 円	5,500 円
				10,800 円	7,200 円
				3,800 円	3,000 円

<u>(ウ)aの項</u>		より読み替えて適用される第83条第2号ア(ウ)a		<u>5,000円</u>	<u>4,000円</u>
	<u>6,900円</u>	<u>5,500円</u>			
	<u>10,800円</u>	<u>7,200円</u>			
附則第9条第1項の表第2号ア(ウ)bの項	第2号ア(ウ)b	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第83条第2号ア(ウ)b			
	<u>3,800円</u>	<u>3,000円</u>			
	<u>5,000円</u>	<u>4,000円</u>			

以下省略

以下省略